

○9 番（福本耕太君）

日本共産党の福本耕太です。早速、質問に入りたいと思います。

まず 1 つ目は、公共施設の再利用についてであります。

公共性と公平性、地域住民への公開と理解を基礎とするルールづくりを提案したいと思っています。

近年、さまざまな事情からいくつかの公共施設が本来の役割を終えて、空き家になるケースがあります。例えば、統廃合により使われなくなった学校の校舎や、関連の施設、航路の廃止により使用しなくなった待合所、旧土庄庁舎などがそれです。こうしたもとの、安全に再利用が可能な施設は大いに活用していくべきですが、一方で、町民の共有財産でもあることから、行政財産であれ、普通財産であれ、貸し出しを行う際には、一定の基準、ルールに基づいて進められるべきである。わかりやすく言えば、公共施設の再利用に関するルールブックガイドラインを作成する必要があると思います。公共施設の再利用という課題は、ここ近年の課題であります。一方で、ガイドライン、ルールをきちんと作っていかねば、大きなトラブルにもなりかねません。緊急性もあります。

このトラブルの 1 つは、ゲストハウスや民泊事業が全国に全国的に広がっているもので、迷惑行為や犯罪の発生が各地で報告されています。公共施設の民間利用にあたっては、新しい取り組みだけにしっかりと政策と計画を持った取り組みが必要であります。

もう 1 つは、すでに数年前から公共施設の民間貸し出しが始まっており、その過程で民間事業者と行政、住民の 3 者の中でトラブルが発生しているためです。すでに、わが町でもトラブルが数件起きていますが、こうしたトラブルが起きないようにするためにも、ルールづくりをしっかりと進めていくべきだと思いますが、今、お話した全体として土庄町はどのように考えておられるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、町が所有する公有財産は、地方自治法 238 条において、行政財産と普通財産に分類され、行政財産は、町がその事務または事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする庁舎等に代表されるもの、および住民の一般的共同利用に供することをその目的とする道路や学校、公園等を始めとする公の施設であり、普通財産は、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、一般私人と同様の立場でこれを保持する財産でございます。

また、地方自治法第 237 条において、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡し、又は貸し付けてはならないとされています。

福本議員のおっしゃる旧庁舎や学校跡地等につきましては、その目的を終えたため、普通財産として総務課が管理しているところでございます。これらの普通財産につきましては、先ほど申し上げたとおり、一般私人と同様の立場でこれを保持しているものですので、原則として、民法その他の私法の適用を受けてその管理および処分が行われるべき性質のものでございます。普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与等を行うことができ、町におきましては、「土庄町公有財産管理規則」などにより、管理および処分を行っているところでは、

一方、町が貸し付けを行っております行政財産、具体的には、中央公民館の会議室やフレトピアホール、グラウンドなどの社会教育（体育）施設、また、港務所などの港湾施設などは、それぞれの施設設置条例や管理条例に基づき管理および貸し付けを行っているところでございます。

福本議員が懸念されているゲストハウス等の運営に関しましては、普通財産が活用されることが通常であることから、当事者間でトラブル防止を含む必要事項を盛り込んだ賃貸借契約を締結するのが一般的であり、民法その他私法の適用に基づき対処してまいることになります。

今、おっしゃりました福本議員の一定の基準でございますが、これまで申し上げたとおり、貸付および管理の基準については、行政財産は、地方自治法の下、それぞれの公の施設の設置条例をはじめ、「土庄町公共用財産管理条例」に基づき、運用を行っているところでございます。また、普通財産は、地方自治法の規定のみならず、民法その他私法の適用を受けるとともに、町において定める「土庄町公有財産貸付要綱」等に基づいて運用を行っているものでございます。

普通財産の取り扱いにつきましては、現在、売却においては公募等を行っておりますが、貸し付けについては公募を行っておりません。公平性や透明性の観点からは、貸し付けに際しても公募を行うメリットはあると思われるものの、一方で悪意を持った対抗者の出現などの弊害も考えられますので、他市町等の事例も参考にしながら、ルールづくりについて、どのようなことが可能であるか、研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

普通財産と行政財産の違いを詳しくお話していただきましたけど、実はそれは聞いてないんですけど、普通財産であったとしても、もともと住民の共有の

財産ですね、小学校だったりとか、いろんなものを。だから、町の方が管理をしているのは、公共財産であることには違いはありませんので、この普通財産をこれから、民間に貸していったりとか、そうしたことをやっていく上で、トラブルが起きないようにしていくってことで大きな 2 つの柱があるというふうに私は考えています。

1 つはですね、とくに小学校の跡地の利用みたいな、地域住民の憩いの場や公民館としての再利用、公的利用っていうのが、まず最優先されなければならない。これが大きな柱だと思います。7月に行われた、戸形地区におけるサウンディングの調査の説明会、小瀬、千軒、柳、この 3 件私も全部説明会に参加させていただきました。住民の皆さんからお話聞きましたけども、今、私たちが使っているこの施設ですね、公共施設はもう、「地域で最良のかたちで使ってるんだから、民間に売ってホテルにするとかそういうことはせんとってくれ」という声が 90%を超えてたというふうに私はメモをとっております。私がお話したいのは、こういう普通財産になった公共施設も、まず第 1 は、やっぱり地元の人たちが使っている以上は、そこのけそこのけと言って、地元の人を追い出して民間に売ったり貸したりするんじゃないなくて、地元の人にきちんと引き続き使ってもらおうということをお大前提にさせていただきたいという点が 1 点です。その上でですね、もうここは使わないという地域の人からも「使わへんから何かいい方法ないかな」というような相談があった場合においては、民間企業や個人企業に対して、議長、マスク外していいですかね。

商業施設として貸し出す、また長期にわたっての貸し出し許可を出していく場合もあると思います。これは、それでいいんじゃないかなと思います、現実的にそういう方法をとっていても。その上でですね、非常に大事な個別な貸し出しのルールっていうことを作っていくという点で提案を一つさせていただきたいのが、そのスキームになるんですけども、一つはやっぱり公平性の担保という点です。

貸し出しを求められる事業者に対しては、町は公平性を担保しなければならないと、一定期間の公募期間をきちんと設けることで、早いもの勝ちとかですね。それから、例えば誰か、行政関係者と地縁、血縁やとか知り合いだとか友達とか、こういうですね利害関係などの恣意的な判断が入る余地をなくしていくということが、まず公平性の担保としては、非常に大事なことだというふうに思います。

そして 2 番目は公共性の優先。これは複数の貸し出し希望者があった場合には、まず公共性が重視されなければならないという点で、老人施設とかですね、児童福祉施設、障がい者の施設などが手を挙げてきた場合、こういう場合については、例えば民泊であるとか、一般の商店であるとか、こういう個人の商業

よりも、こういう施設を優先するというのを大事にしないといけないと。その上で、一般的な商業施設同士の競争になった場合については、プレゼンを行うとかいうかたちで、もう徹底した公平性を担保していくということが必要であるという点です。

それとですね、3番目については、公共施設を民間や個人事業主に貸し出す場合については、町の行政責任、道義的責任は必ず問われます。ですので、地元はもとより、議会や町民への周知を必ず行ってくださいという点が3点目です。

4点目は、契約違反に対しては、厳格な対応をとということで、施設の利用について、契約違反を行った場合は、違反がわかった段階ですぐに厳格な対応が必要です。例えば、施設を借りる際に契約書に記した利用目的と異なる使用を行っている場合や、契約以上に町有地を無断で使用し続ける、占拠するなどの契約違反に対しては、厳格な規定を設けて、対応しなければいけないと思います。

こうした今、4点、スキームをお話さしていただきましたけども、この提案に対して、町はどのように受け取ったかをお答え願えたらと思います。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが今、福本議員からご提案のありました4点のスキーム等も参考にさせていただくとともに、他市町の事例等も参考にしながら、今後、そのルールづくりについては、研究をしてみたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

もうすでに民間への貸し出しとかやってる施設とかもあると思うんですけど、それについても、いろいろなトラブルがある分については、しっかりと行政が間に入って、厳格な規定を処置をしていくということでよろしくお願したいと思います。

では、2つ目の質問に入ります。

子育て負担ゼロをまちの目標に据えるべきということで提案させていただきたいと思います。

土庄町は第7次総合計画の20ページ、10年間の重点目標の喫緊の課題というところで、人口減少を食い止めると位置付けています。そのあとに書かれている「人口減少を見据えたまちづくりを進める」という文章が、前文との整合性がとれているかどうかという点は、私は非常に理解に苦しむんですけども、

少なくとも前者、人口減少を食い止めるということを真剣に追求して実践しようとするのであれば、今、行政が取り組むべき具体的な目標というのは、子育て負担ゼロのまちということになるかと私は思います。

親、保護者にとってですね、子どもを産み育てる生活、子育てとは大きな喜びであります。その一方で、同時に親は大きなストレスもかかっています。生命に関わる子どもですね。生命に関わる不安、学校、保育、保育園など、言い出せばきりがありませんけれども、常に、もう親の人生全てがつき込まれるぐらい子育てというのは、親に対して負担がかかっています。

子どもを増やす。人口を増やすというのであれば、せめて子育てに係る経済的な負担、経済的な負担から親を開放しなければなりません。これが今、北海道などで行われている子育て負担ゼロの政策の基本理念になります。

人口減少を食い止めるなら、町は一步ずつ、しかし着実にこの政策を実現させていくべきだと私は思います。なかでも、子どもの多い世帯ほど負担が重くなる仕組み、これはいくつかありますけれども、これはもう一番に取り除かないといけない。私ずっと言ってきましたけれども、と私は思っています。子どもの貧困という言葉が今、ずっと広がっております。どんどん深刻になっております。この子どもの貧困を親の自己責任にしない。そういう政治姿勢を私は町長に強く求めたいと思います。その上で、具体的に3点、早急を実施することを提案します。

まず1点目は、学校給食の無償化。

そして2点目は、国民健康保険税の世帯に対して、満18歳まで国保税の均等割を実質的に廃止するための一般会計からの繰り入れ、640万でしたかね、の金額を繰り入れたら子どもの均等割はゼロにできるとおっしゃってますので、それをやってほしいと思います。

そして3番目は、小・中学校の学用品の購入に係る補助を要保護・準要保護世帯だけではなくて、これを一般家庭世帯にも拡大すること。どのぐらい拡大するかっていうのは、その段階的な拡大の順番もあるかもしれませんが、教科書等は無償で配布されてるんですけども、それ以外にもですね、子どもの学用品で買わなければならないものがね、たくさんあるんです。計算ドリルとか漢字ドリルから始まり、鍵盤ハーモニカとか、大きいものでいうと標準服なども、ランドセルもそうなんですけれども、非常にたくさんのもので、お金がかかってきます。これ子どもが多い世帯ほど負担は重くなりますし、なかなか今の時代、使いまわしっていうのもできない状況もなっておりますので、この対策には、一步でも二歩でも早く進めていけるようお願いをしたいというふうに思います。

今、お話ししました内容についてですね、町の答弁を求めたいと思います。提

案に対しての答弁ですね。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

私、教育総務課の方からは、まず1点目の学校給食の無償化、それから3点目の小・中学校の副教材等につきまして、こちらにつきましてご説明をいたします。

まず、学校給食の無償化でございますが、6月議会でも答弁をさせていただきましたが、給食費の無償化については、実施をする場合、令和4年度の食材費の支出から計算しますと、毎年5000万円近い支出を続けていく覚悟が必要です。

さらに、食材費の高騰により、給食費だけでは食材費相当分を賄うことができず、昨年度は約200万円の持出しを行っており、本年度は500～600万円程度に膨らむ見込みです。そうした状況ではありますが、給食費の値上げは極力回避し、質・量ともに子どもの健全な発達に資する給食、おいしい給食を今後も提供していきたいと考えております。

香川県では、令和6年1月から、第3子以降の給食費無償化に対して、その2分の1の補助を市町に行う制度が開始されます。こうした動きは歓迎するところですが、少子化は、国を挙げて取り組むべき課題であり、本来であれば、自治体や地域によって不均衡が生じることはないよう、国の責任において給食費の無償化が実現することが望ましく、政府において前向きに検討されることを強く期待しております。

現在は、令和6年1月からの第3子以降の給食費無償化に向け、残りの2分の1の財源や事業の進め方について検討を行い、滞りなく事業が開始できるよう準備をしているところでございます。

続きまして、3点目の学校の副教材、こちらにつきまして質問にお答えいたします。

学校の副教材費の支出に負担を感じる保護者がおられることは、私も認識をしておるところでございます。文部科学省が実施した令和3年度子どもの学習費調査の結果から、公立小学校での学校教育費は、1年間で6万5974円、その中で図書、学用品、実習材料費等が2万4286円との結果が公表されております。町立小学校にも確認いたしました。同程度でありました。比較的金額の高い学用品は、絵の具セット、習字道具、鍵盤ハーモニカ、算数セットなどとなります。

学校教育費につきましては、低所得世帯には就学援助により負担が軽減されております。

また、兄弟・姉妹や親戚などから譲り受ける場合も多々見受けられます。従いまして、一般家庭に一律に購入補助をしていく必要性はそれほど高くはないと考えております。とくに、譲り受けられる学用品は、SDGs の観点からも再利用していただくことが望ましいと思っており、町といたしましては、学校とも協議しつつ、リユースを推進していく取り組みを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員の 2 点目、国保税均等割を廃止するという提案でございます。お答えいたします。

昨年 4 月から、国において未就学児に対する均等割の 5 割軽減措置が導入されており、このことにつきましては、これまで町村会等を通じ、国、県等に対し、要望してきた一定の成果が得られたものであると考えております。

一方、福本議員ご提案の満 18 歳までの国保税均等割り廃止につきましては、国の軽減措置の基準を超えて町独自に軽減措置を条例において定めることは、地方税法第 703 条の 5 の規定に反するとの見解が示されております。また、減免措置は、保険者が個々の事情を勘案して行うもので、画一的な基準を設けて減免を行うことは好ましくないものと考えられております。

現在、国保都道府県化によりまして、香川県を中心として、将来的な県内の保険料率統一化に向けた協議を行っております。県内統一に向けましては、減免措置を含めた各市町の算定方法を合わせていく必要があります。統一に向けた保険料の算定方法の見直しが必要なことから、今後は減免措置につきましても調整が必要となってまいります。

このような中、18 歳までの被保険者に対しましては、引き続き、国の基準において更なる軽減措置の拡充を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

給食費を無料にするのに 5000 万円のかかると、覚悟が必要だという話でしたね。あのね、第 7 次総合計画の中でね、喫緊の課題で人口減少を食い止めるって書いてるんですよ。覚悟がいるんですよ。本気でやるんだったら本気の覚悟がいるんです。私はその覚悟っていうのが、具体的にこれをやっていくことが、覚悟だと思います。さっき、石井議員の中で、「具体的にどうするんですか」と、「計画は立てましたけども、計画倒れにならないように」という質問がありま

したけども、私は常に議会で具体的な提案を行ってきてますけども、具体的な提案をやろうと思ったら予算を伴うのは当然の話で、やっぱり覚悟を持って、その決めた目標に向かって進めていかなければ実現はできないと、この第7次総合計画実現するんであれば、人口減少を食い止めるであれば、こうしたことについては一定の覚悟が私は必要じゃないかなと思います。それと、学校給食についてそれから、そうです。学校の備品のリサイクルの取り組み、これはね、リサイクルという取り組みは、ぜひやってほしいと思います。具体的にいろいろ。お友達同士とかスポーツ少年団同士とかではやってるんですよ。でも、そのつながりのない家庭については、このリユースの取り組みってほんまに手が届かないんですね。これ大事な点ではあるんですけど、ただですね、いえる点は、例えば鍵盤ハーモニカ、リユースできますかって言われたときに、私は嫌です。知らない人が吹いた鍵盤ハーモニカ、いくらホースを変えるっても中には唾入ってるんですよ。これは、それぞれの感覚がありますから、「いいですよ」と、「そういうリユースできますよ」っていう人もあれば、「そうじゃないですよ」と、「僕だったら体操服とか、制服とかやったら全然いいです」っていう人もいるでしょう。そういうことを考えていったら、もちろんリユースっていうのはすごく大事ですけど、SDGsの観点から。それをやるなどは言いません。むしろ、やることを進めていくことが大事だと思うんですけども、それ以上にですね、公的な支援っていうのが最も大事だということで、今回この質問を行っております。ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、国保税の均等割、子どもの均等割についてですが、個別のに対して補助をするのは好ましくないということを国が言ったんですか。言ってるんですかね。まあ、いいです。ですけどね、普通の社会保険とかやったら、入れば家族の分まで入ってるんですよ。でも、国保に関しては人頭税になってるんです。人が多ければ多いほど世帯の中で、人が多ければ多いほど税金の負担が重くなる仕組みになってるんですよ。これは、つまり子どもが多ければ多いほど税金の負担が重くなる。健康保険料の負担が重くなるっていうことなんです。で、子ども増やさなアカンっていうことを、国も言ってるんで地方自治体もやってるんであれば、やはり子どもの命と健康を守るという、行政が守るという観点から、やはりこの子どもの均等割は、きちんと640万円の補助を入れて、子どもの命と健康を行政が守っていくと、国保世帯のっていう決断をですね、するべきじゃないかなと。この決断はさっきの5000万円に比べたら640万円ですから、そんな覚悟はいらんのちゃうかなと思いますけれども、ぜひ、10分の1の覚悟で乗り越えていただきたいなというふうに思います。

時間もありませんので、3番目の質問に入りたいと思います。

学童保育所について、障害児の預かり、受け入れができる体制の強化をお願い

いしたいと思います。

現在、土庄町が実施している学童保育所、委託事業で実施してはいますが、一定以上の障害のある子どもの預かりが、受け入れができない状態が続いています。その理由は、障害児を受け入れる場合は、生活の補助を行う専属の職員が必要だけでも、その職員の確保ができないという点にあります。一方で、障害児の保護者が共働き就労しようとするれば、勤務時間に子どもを預かってくれる施設は必要になります。障害児の支援施設の場合、就労支援施設ではないので、現状子どもの預かり時間に限界があって、保護者は、勤務を早めて障害児の支援施設の方に子どもを迎えに行かなければならないという状況になっています。子どもに障害があるということですね、保護者が就労支援を受けられないということは、非常に、早急に解決を図らなければならない問題だと私は思います。方法としては2つあると思います。

1つは、学童保育所に抜本的な体制強化を行う。専属の職員をつけるという、補助を行うということが1つ。

もう1つはですね、本来、就労支援施設ではないんですけど、ないんですけども、発達支援施設に、そこしか今ないから、行けるところがね、学童保育所として預かってもらうところがないから、その施設に対して、具体的に補助を行って、職員さんを増やすとか、施設と話をさせていただかないといけないんですけども、その2つのうち、どちらかをやるかたちで、障害のある子どもさんの保護者が就労に努められるように就労支援機能を確保していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町内にある社会福祉法人「ひまわり福祉会」につきましては、障害児の支援施設である放課後等デイサービス事業を行っております。同法人に現状を確認し、相談したところ、人員確保がとても大きな問題となっており、現状では、学校の長期休み中の預かりや、預かり時間の延長は難しいということでございました。

また、小豆島町にあります特定非営利活動法人 SEEDS OF HOPE（シーズオブホープ）が運営いたします放課後等デイサービス施設「アースハーモニー」におきましては、サービス提供時間が朝の7時30分から18時までとなっております。土庄町の方まで、自宅まで送迎ができるということでございました。

障害児通所受給者証を受給しておればですね、どこの施設でもご利用ができます。施設定員数の関係もありますので、一度ご相談いただければと思っ

ております。

町といたしましては、今後も福祉団体と協議し、対策案を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

教育総務課では、就労支援施策の一環としまして、公立認定こども園や私立保育所施設、放課後児童クラブを運営・所管しております。その中で、放課後児童クラブは小学校に就学している子どもで、保護者が就労により、昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊びおよび生活の場を提供し、こどもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とした事業であります。

土庄放課後児童クラブは、民間の社会福祉法人に委託し、受け入れ日は月曜日から土曜日の6日間、時間は放課後から18時30分まで、また、夏休みなど長期の休みにも対応し、その場合は別料金で、受け入れ時間は7時30分から18時30分までとなっております。

放課後児童クラブでの障害児の受け入れにつきましては、個別にそれぞれの状況が異なることから、委託事業者とも綿密に協議を行い、受け入れの可否を判断させていただくこととなりますので、障害の程度、介助の状況などを、まずはお相談いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

1つは、「アースハーモニー」の方が受け入れをやっていると、送り迎えもできると。なるほど。それはちょっと知らなかった面で、非常に大事な事かなと思います。そういったですね、ことが土庄町の方で、今、アースハーモニーさん送り迎えもするっていう話なんですけど、これずっと続くんかと。ずっと続けていただけるのであれば、土庄の方が預けたいときにも、預けられるんですけど、民間の場合、それが急に変わることがあるんですよね。今の、例えば、せいけんじの学童だったら、土曜日の学童やってるんですけど、土曜日は最初土庄でやってたんですけど、小豆島町の方で一緒にすることになったと、今のようになつてますよ。そういう変更があると、やっぱり就労できなくなったりとかしますんで、そういう変更がないようなかたちで、このアースハーモニーさんがやるのであれば、また、話をしていただけたらと思います。

学童の方ですね、確かに障害の度合いというのはあると思います。それも、重度身体障害者の人とかやったら受け入れができないとか、いうことはあると思うんですけど、中度とか軽度とか、どの程度が中度になるか分からないです。極力ですね、受け入れられる体制を進めていただきたいということで、具体的な話は、また今後でお願いをしていきたいというふうに思います。

4つ目の質問に入りたいと思います。

旧土庄高校のグラウンドの整備についてですけれども、今年の3月議会予算当初予算ですね、整備予算が可決したというふうに私は認識してはるんですけども、半年になるんですが、また工事が始まらないので、工事日程といいますが、がどうなってるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

刈崎第二グラウンド（旧土庄高校グラウンド）の整備につきましては、現在グラウンド整備に伴う測量設計業務の委託を行い、設計を行っております。今年度中に設計業務を完了し、令和6年度に工事着手を経て、できる限り早く供用開始を行いたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

すいません、令和6年度に工事着工という話なんですけど、工事そのものの予算って今年度の3月議会ですでに可決されたと思うんですけど、今、現在測量中で、今、令和5年度ですよ。5年度ですよ。6年度になるっていうのは、どうしてそうなるんか。

○議長（濱野良一君）

宮原課長。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

ご承知のように5年度の予算は、6年度の工事に向けた測量設計業務の予算でございます。その意味では予定通り進んでいると考えております。今しばらくお待ちいただければと思います

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

分かりました。よろしくお願ひいたします。以上で、質問を終わります。

